

瀬戸大橋対策事務所の設置について (昭和52年(1977年))

香川県報 昭和五十二年三月三十一日出版

補償対策課 52補B 3号 昭和52年 10号

瀬戸大橋対策事務所の設置について
(通知)

上記のことについて、次条のとおり通知、ましてよろしいか。

知事 瀬戸大橋対策事務所

決定	行	日	文書番号	文書名	文書日付	発行者	受取者	備考
1	香川県	3月31日	52補B/3	瀬戸大橋対策事務所の設置について(通知)	3/31	知事	建設局長	

執行上の注意 原簿・増減・補綴 香川県 建設局

香川 風報 昭和五十二年三月三十一日 第三十三号(臨時)

一、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

二、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

三、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

四、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

五、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

六、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

七、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

八、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

九、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

十、瀬戸大橋の建設は、昭和五十二年四月一日から開始する。この間は、昭和五十二年四月一日から開始する。

昭和48年11月25日に予定されていた本州四国連絡橋3ルートの着工は、石油危機に伴う総需要抑制策によって延期となった。着工式は昭和53年10月10日まで待たなければならなかった。県では、工事が中断されている間も、坂出市内に香川県瀬戸大橋対策事務所を設置し、工事の再開を待った。設置を通知する公文書と3月31日付の香川県瀬戸大橋対策事務所規則の公布に関する香川県報。

(SB000128)